

記入例

※共済組合 決裁欄	保険課長	

※記帳	組合員証	台帳
	高	

任意継続組合員資格取得申出書

組合員等 記号・番号	△△△-△△△△	旧所属機関名	〇〇市			
申出者氏名	ふりがな やまぐち きょうさい	退職年月日	令和△△年 3月 31日			
	山口 共済	退職時の 標準報酬月額	△△△,000円			
生年月日 及び年齢	昭・平 △△年△△月△△日 (△△ 歳)	任意継続資格取得時に交付希望の証に○を付し各申請書を添付すること	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証 ※退職時に特定疾病療養受療証の交付を受けている者は、当該申請書の再提出は不要			
住所	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇町△番△△号 ARARTMENT 301	任意継続掛金の振込方法の選択(注1)	1.1月分ずつ(掛金の割引なし) 2.年2回払い(半年払い・割引有) 3.年1回一括(1年払い・割引有)			
日中連絡のとれる電話番号	△△△-△△△△-△△△△	被扶養者の継続認定の希望	退職時に組合員の被扶養者であった者	続柄	任意継続組合員資格取得時に引続き被扶養者とすることを希望しますか(注2)	
			山口 扶養妻 (△△歳)	妻	はい	いいえ
			山口 一子 (△△歳)	子	はい	いいえ
			(歳)		はい	いいえ
		(歳)		はい	いいえ	
※就職や被扶養者になる等、他健康保険に加入予定がある方は、予定日を記入してください。 令和△△年 4月 15日ごろ						
を取得したいので申し出ます。 様						
		令和△△年 △△月 △△日				
		山口 共済				
		〇〇市長 〇〇 〇〇				

※ 掛金の納付方法は、振込依頼書による金融機関からの振込のみです

※ 当初、保険証（任意継続組合員証等）と振込依頼書を同時に送付しますので、期限までに必ず振込んでください

※ 資格取得をとりやめる場合は必ず共済組合へ連絡し、保険証を返納してください

※ 任意継続資格取得後、次のようなときは任意継続組合員証等を使用できません
 すぐに共済組合へ証を返納してください

- ・他の健康保険に加入した（就職日から使用不可）
- ・家族の被扶養者になった（認定日から使用不可）

(注1) いずれにも○がない場合、「3.年1回一括」の振込依頼書を送付します。年度の途中で他の健康保険等に加入した場合、未経過の掛金は還付します。

(注2) 退職時に被扶養者であった者が就職等により被扶養者の要件を満たさなくなる場合は「いいえ」を選択してください。

※共済組合使用欄	
掛金の標準となった報酬月額	円
入金締切	/ /

提出後の流れ① 共済組合は申出書の受付順に任意継続組合員証及び振込依頼書等を作成し、退職時の所属所へ送付
 ② 退職時の所属所から任意継続組合員へ、任意継続組合員証及び振込依頼書等を送付
 ③ 任意継続組合員は、受け取った振込依頼書に記載の納付期限までに、金融機関から掛金を振込み

